

平成20年臨時号

発行：東青地域県民局  
 地域農林水産部  
 普及指導室

TEL：017-734-9966  
 FAX：017-734-8305



## りんごの降霜・降ひょう害に係る 経営支援対策について

～資金の借入れが必要な方は、

普及指導室、市町村、農協等金融機関にご相談ください～

### 1 青森県農林漁業災害経営資金


平成20年4月～5月にかけての降霜並びに5月26日及び6月13日の降ひょうについて、青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例に基づく農業関連天災に指定されました。

これに基づき、被災農家が農作物の再生産に必要な肥料、農薬、苗木等の購入等に要する経費として融資される青森県農林漁業災害経営資金に利子補給を行います。

貸付期間	平成20年8月22日～平成21年1月31日まで				
貸付対象者	減収量が平年の収穫量の30%以上で、かつ、減収による損失額が平年の農業総収入の10%以上のもの（市町村の被害認定による）				
資金使途	種苗、肥料、薬剤、農機具（12万円以下のもの）の購入資金を原則として、次期の再生産に充当するものに限る。（収穫代金により支払いを予定していたこれら資材費等で、まだ支払いが完了していないものも含む）水利費、労賃、共済の掛金も認められる。				
貸付限度額	損失額の55%又は500万円のいずれか低い額				
適用利率及び利子補給率	貸付金利	基準金利	利子補給率	県負担率	市町村負担率
	1.60%	3.05%	1.45%	0.725%	0.725%
償還期限	6年以内（据置期間なし）※被害程度により異なる				
融資機関	農協、銀行等				
担保・保証人	農業信用基金協会の債務保証が利用可能（保証料が必要となる。）				

## 2 農林漁業セーフティネット資金

農林漁業金融公庫の資金で、災害等により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する制度です。

貸付対象者	次に掲げるいずれかの農業者 (1) 認定農業者 (2) 認定就農者 (3) その他の農業者 (①、②のいずれか) ①農業所得が総所得の過半を占める ②農業粗収益が200万円以上 (法人は農業売上高が1,000万円以上)	
融資対象となる状況	(1) 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等)の被害を受けた (2) 前期より売上高が10%以上減少した(または減少の見込み) (3) 燃油や家畜飼料等の高騰により一時的に経営が悪化している (4) BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や畜産物の移動制限を受けたほか	
貸付限度額	(1) 一般 300万円以内 (2) 特認 年間経費等の1/2以内 (簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合)	
貸付利率	1. 60% (平成20年8月20日現在) ※貸付利率は貸付時の金融情勢により変動する	
償還期限	10年以内(据置期間3年以内)	
担保・保証人	農業者と金融機関が相談の上決定する。	
借入申込みに必要な書類	(1) 借入申込書~住所、氏名、借入金額等を記入 (2) 「経営安定計画」~現在の経営内容、資金必要額の説明等を記入 (3) 災害に関する市町村長の罹災証明書 (4) 過去3か年の決算書類一式	
借入申込み窓口	信用農業協同組合連合会(同連合会の窓口業務を行っている農業協同組合を含む)、銀行、信用金庫のいずれか	

## 3 既借入金の償還条件を緩和するための措置

被災農業者で、被災に伴い約定償還金の支払猶予を受けなければ農業経営に支障をきたすおそれのある農業者に対して、償還条件を緩和します。

農業近代化資金	①償還期間の延長、②据置期間の延長 ③中間据置の設定、④償還金の一部繰り下げ
農業改良資金	①支払猶予(被害年の償還金を翌年に延期) ※翌年は2年分の支払いとなる点に注意!
スーパーL等公庫資金	農林漁業金融公庫で個別に相談を受け付けています。

## 4 お問い合わせ等

生産技術や資金等のお問い合わせは、お気軽に東青県民局農林水産部(TEL017-734-9966)にお寄せ下さい。